

2019 年度
地方と東京圏の大学生対流促進事業
公募要領
(第 2 回)

2019 年 6 月 12 日
内閣府地方創生推進室

目 次

【用語の定義】	2
1. 「地方と東京圏の大学生対流促進事業」の背景・目的	3
2. 本事業の概要	4
3. 計画の策定等	7
4. 選定方法等	14
5. 事業の実施に当たっての留意事項	15
6. 申請方法	16
7. その他	17
8. 問合せ先等	19

用語の定義

【用語の定義について】

プロジェクト責任大学	プロジェクトを協働して実施する大学をまとめるなどプロジェクトの中心的な役割を担う大学
協働大学	プロジェクト責任大学と協働してプロジェクトに参加する大学
プロジェクト協働体制	プロジェクト責任大学、協働大学、地方公共団体、企業によるプロジェクト実施のための体制

1. 「地方と東京圏の大学生対流促進事業」の背景・目的

【背景】

2000年から2015年の15年間で、地方の若者人口（15～29歳）は、約3割（532万人）の大幅な減少をしています。一方、2018年の東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への転入超過数は約13万6千人となっているなど、東京一極集中の傾向が続いており、通勤時間の長さ、保育サービスなど、生活環境面での多くの問題が生じています。

東京圏への転入超過のうち、大学進学時の転入超過は約7万人程度と多くの割合を占めているため、東京一極集中に対応していくためには、若者世代への対策を行っていくことが必要です。

このため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（2018年12月21日閣議決定）（以下、「総合戦略」という。）では、地方への若者の流れを促進するため、地方創生に資する大学改革を推進し、地域の中核的な産業の振興やその専門人材育成などを積極的に行う地方の特色ある創生のための地方大学の振興、東京の大学の定員抑制及び地方移転の促進、若者の雇用機会の創出などを進めることとしています。特に、大学生の地域間の対流に関して、総合戦略では、「地方大学と東京圏の大学の単位互換等により学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組を促進する」とされており、内閣府において、「地方と東京圏の大学生対流促進事業」（以下、「本事業」という。）を実施することとしています。

【目的】

東京圏の大学の学生が地方圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県以外）の大学（以下「地方大学」という。）で学修することは、教育上の効果だけでなく、学生に地方の魅力を認識してもらうなど、人材還流の面でも効果が期待されます。また、地方大学に在学しても東京圏で学ぶ機会があることは、地方大学に進学する誘因となります。

このため、東京圏と地方圏の複数の大学が学生の対流等に関して組織的に連携するとともに、東京圏の学生にとって地方の特色や魅力等を経験できる取組を推進することで、地方への新しい人の流れを生むとともに、地域に根差した人材の育成を図り、地方創生の実現につなげることを本事業では目指しています。

2. 本事業の概要

(1) 採択対象となる取組

本事業では、

- ①東京圏と地方圏の大学において、単位互換等による学生の対流・交流に関する協定を締結するなど組織的な取組であって、
- ②地方公共団体や地域の産業界の協力を得て、東京圏の学生に地域産業の魅力を発信するプログラムや、地方の魅力を体験できる交流プログラムが盛り込まれるもので、
- ③半期のような長期のプログラムとともに5日間程度の短期のプログラムの双方を策定する取組

のうち、効果が期待される新たなプロジェクトを採択し、補助金により支援します。

採択に当たっては、学部・学科における取組が含まれていることを必須としますが、修士課程等の研究科における取組も支援の対象とします。

ただし、次の①～⑤の要件のいずれかに該当している場合は採択の対象とはなりません。

- ①申請資格を満たしていない場合
- ②補助金の使途が適正でない場合（他の補助金との重複関係がある場合、申請経費の内容は不透明な場合、経費の使途が著しく不適切な場合 等）
- ③既存の取組と全く同じ取組のみ行っていると考えられる場合
- ④プログラム参加者の見込みが初年度においては10名以下、2年目以降は各年30名以下（長期・短期プログラムの合計）など取組の規模が非常に小さい場合
- ⑤長期プログラムの期間が2年目以降であっても3週間程度にとどまる場合や取得見込み単位数が非常に少ない場合

(2) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、本事業に申請できません。

【組織運営関係】

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表の上段のいずれかの区分について、前年度及び前々年度において下段の収容定員充足率を満たしていない大学（大学（短期

大学を除く)においては、学士課程全体の収容定員充足率、短期大学については、短期大学全体の収容定員充足率とする)

区分※	学士課程全体	短期大学全体 (全学科)
収容定員 充足率	85%	85%

iv) 「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学

【設置関係】

v) 設置計画履行状況等調査において、「警告」が付されている大学

(3) 申請者等

①対象機関

国公立大学（短期大学を含む）を対象とします。

※学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る）

②実施者

実施者は、プロジェクトを協働して実施する大学（以下「協働大学」という。）をまとめるなどプロジェクトの中心的な役割を担う大学（以下「プロジェクト責任大学」という。）の設置者とします。実施者には、補助金を交付します。

③申請者

申請者はプロジェクト責任大学の学長とし、本事業への申請は、内閣総理大臣宛に行うこととします。なお、本事業は、大学が複数参加して実施することを基本とする取組ですが、申請はプロジェクト責任大学が代表して申請することとします（共同申請は認めません）。

④申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外（学部、学部の学科、研究科、研究科の専攻、短期大学の学科及び専攻課程等）の単位で申請することはできません。

また、申請に当たっては、プロジェクト責任大学の他に、協働大学として大学が1大学以上参加することを要件とします。

※東京圏又は地方圏の大学のみが連携する取組は申請できません。ただし、本部が東京圏にある大学に関しても、地方圏に所在する学部・学科が行う取組の場合は、地方圏の大学としてカウントすることとします。

⑤プロジェクト責任者

プロジェクト責任大学において、プログラムの実現に責任を持つ者として、「プロジェクト責任者」を選任してください。なお、プロジェクト責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

⑥プロジェクト実施体制

申請したプロジェクトは全学の教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に行うものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立するとともに、学長はプログラム全体に責任を持つものとし、本プロジェクトを実施するにあたり、全学的な普及や成果の活用に努めるものとします。

また、地方への人材の還流などの観点から、地域の理解等につながる取組を充実させるために地方圏の地方公共団体や企業等の参画を必須とします。

※東京圏の地方公共団体や企業等の参画は必須とはしません。

(4) 選定件数と申請件数

①選定件数

選定件数は、申請の状況等により予算の範囲内において調整します。概ね2件程度を想定しています。

②申請件数

1つの大学がプロジェクト責任大学として申請できる件数は1件とします。

(5) 補助期間

2年間

(国の財政事情や1年目の事業の実施状況等によりこれを必ず保証するものではありません。)

(6) 補助金基準額等

補助金基準額は、プロジェクトに参加する大学数に応じて調整します。

東京圏の大学と地方圏の大学がそれぞれ1大学ずつ連携する場合は、1,300万円を上限とし、参加する大学が1大学増加すると300万円増加することとします。なお、1連携あたりの上限額は、2,000万円とします（2019年度の単年度の金額）。

また、プロジェクトの実施計画期間におけるプログラムの参加者見込み数の合計が150名以下（長期・短期プログラムの合計）の場合は、上限の金額を1,000万円とします。

（具体例）

- ・東京圏1大学、地方圏2大学の場合
補助金基準額：1,600万円
- ・東京圏1大学、地方圏3大学の場合
補助金基準額：1,900万円
- ・東京圏2大学、地方圏3大学の場合
補助金基準額：2,000万円

（注）プログラムの参加者見込み数150名以下の場合は、全て補助基準額は1,000万円

※実施するプロジェクトの規模や費用対効果等を勘案して、必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性や、不可欠性も審査対象であることから、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は審査に影響します。

※プロジェクトの規模が補助金基準額を超える場合、超過した金額は自己収入等の財源により、各大学が負担することとします。なお、次年度以降補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

※補助金の使用が認められるのは、プロジェクト責任大学及び協働大学のみとします。プロジェクトに参画する地方公共団体や企業等には補助金の配分は認められません。

3. 計画の策定等

（1）計画の策定

本事業の申請に当たっては、別添の様式1「2019年度 地方と東京圏の大学生対流促進事業計画調書」において、次に掲げる各事項に関する内容を盛り込

むようにしてください。

①プロジェクトの概要・目標

- ・既存の取組から発展している内容を記載すること。
- ・プロジェクト責任大学は、協働大学と協定等を締結して取組を進めることとし、その内容を記載すること。
- ・東京圏の大学に在学する学生向けプログラムとして、半期等の長期間にわたる地方圏の大学での授業科目の履修等を通じたプログラム及び5日間程度の短期のプログラムの両方を必ず提示すること。
 - ※東京圏の大学に在学する学生向けの長期プログラムに関しては、基本的に、地方大学の授業科目として設置することを念頭においていますが、必要がある場合は、一部の科目を東京圏の大学の授業科目としても構いません。
 - ※短期プログラムに関しては、他大学の授業科目の履修ではなく、自大学の授業科目として設けることも構いません。
- ・地方圏の大学に在学する学生向けプログラムとして、半期等の長期間にわたる東京圏の大学での授業科目の履修等を通じたものを盛り込むこと。
 - ※地方圏の大学に関しても短期プログラムを計画に記載することは可能ですが、当該取組に関する経費は支援対象とはしません。
- ・プロジェクトの目標として、次の内容を必ず盛り込むこと。
 - i) 大学毎の長期プログラムの参加者見込み数及び標準参加期間
 - ii) 短期プログラムの参加者見込み数及び標準参加期間
 - iii) 地方圏の企業等への就職を目指す人数の目標
 - iv) 長期プログラムにおける取得単位数（学生1人当たりの平均）
- ・費用対効果について、次の数値を記入すること。
 - i) 1年目・2年目の補助希望額合計額をプロジェクトの実施計画期間における長期プログラム参加者見込み数合計で割った数値
 - ii) 1年目・2年目の補助希望額合計額をプロジェクトの実施計画期間における短期プログラム参加者見込み数合計で割った数値
 - iii) 1年目・2年目の補助希望額合計をプロジェクトの実施計画期間におけるプログラム参加者見込み数合計で割った数値
- ・上記の他、地域の人材ニーズへの対応などプロジェクトの目標として必要なものがあれば記載すること。その際、一般国民に分かりやすい具体的な目標を設定すること。

②プロジェクトの実施基盤

- ・プロジェクト責任大学及び協働大学の双方に関して、これまで実施してき

た学生の地域間交流の取組やそれらを実現してきた体制を明確にすること（今回参加する大学との間の取組に限らない）。

③教育内容（授業科目等）及び教育方法

- ・教育内容（授業科目等）及び教育方法等の計画については、「i. 東京圏の大学に在学する学生向けの長期プログラム」（地方圏で実施するプログラム）、「ii. 地方圏の大学に在学する学生向けの長期プログラム」（東京圏で実施するプログラム）、「iii. 東京圏の大学に在学する学生向けの短期プログラム」（地方圏で実施するプログラム）毎にまとめること。

※地方圏の大学に在学する学生向けの短期プログラムに関して、①プログラムの概要・目標に記載した場合は、当該箇所でも記載すること。

- ・「i. 東京圏の大学に在学する学生向けの長期プログラム」及び「ii. 地方圏の大学に在学する学生向けの長期プログラム」については、a. 全体のカリキュラムの中での位置づけ、b. 履修年次、c. 他大学の授業科目に関する履修できる上限科目数・単位数、d. 他大学の科目のうち自大学において認定する科目の一覧や考え方、e. 当該プログラムにおいて履修した科目の単位の取扱い（卒業要件の単位に含まれるか）に関して明確にすること。また、構築するプログラムが地域に関する授業科目の単発の開設や相互関連の薄い授業科目の羅列ではなく、それぞれの授業科目等が相互関連しており、体系的に構想されていることをカリキュラムマップ等で示すこと。
- ・「i. 東京圏の大学に在学する学生向けの長期プログラム」については、地域の課題解決を目指すワークショップやフィールドワークやインターシップなど、地域と協働した授業科目を必ず置くこと。その際、地方圏の地方公共団体や企業がプログラムの内容にどのように協力しているか及び今後どのように連携が強化されていくかについて、明確にすること。

※地方圏の大学に在学する学生向けの長期プログラムでは、地方公共団体や企業の協力に関する内容は必須とはしません。

- ・「ii. 地方圏の大学に在学する学生向けの長期プログラム」では、東京圏での学修が地元に戻った際にどのように活かせるかという観点についても盛り込むこと。
- ・「iii. 東京圏の大学に在学する学生向けの短期プログラム」については、単なる見学にならないように、学生が地域の課題等の解決に関して思考する内容とすること。その際、参加する地方圏の地方公共団体や参加企業がプログラムの内容にどのように協力しているかを明確に記載すること。・本事業の目的は、地方への人の流れを生むことであるため、教育内容（授業科目等）及び教育方法の計画の記載に当たっては、教育効果に

加え、その観点にも留意した内容とすること（例えば、「ii. 地方圏の大学に在学する学生向けの長期プログラム」は、2年次～3年次前半にするなど）。

④学生への支援

- ・ 学生の宿泊先の^{あっせん}斡旋や日常生活に関するアドバイス等を行う体制や取組について明確にすること。
- ・ 地域と密接に協働して地域の課題解決につながる可能性のあるような質の高いプロジェクトの提案など、学生が意欲をもって取組を実施できるように、意欲的な取組を行う学生を奨励する取組を行うこと。
- ・ 特に長期プログラムへの参加者の学修効果等がどのように上がっているかを分析し、学生にフィードバックをすること。また、プログラムの途中で、学生に対し、学修の方針等について助言等を行うよう努めること。
- ・ 地方公共団体において、大学の授業科目以外に地域の理解等につながる取組や生活面での支援を可能な限り実施すること（例えば学生にとって魅力的な地元企業との交流等）。
- ・ 関心がある学生にアプローチする方法を構築するなど、参加学生を増加させるための取組を行うこと。

⑤プロジェクトの実施体制の整備

- ・ プロジェクトの実施に当たっての推進体制がプロジェクト協働体制内で十分に検討されていること（体制図、プロジェクト協働体制内の意思決定プロセス、プロジェクト責任大学の権限 等）
- ・ プロジェクト責任大学及び協働大学のそれぞれにおいて、効果的にプロジェクトを実施するための体制を構築するとともに、関係する教員等に対するファカルティ・デベロップメント（※）を実施すること。
（※）教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組のこと。
- ・ 東京圏の大学に在学する学生向けの長期プログラムの授業科目のうち、地域の課題解決を目指すワークショップ等を担当する教員及び地域の協力体制に関して記載すること。
- ・ プロジェクト協働体制内における連携体制を構築するとともに、円滑にプロジェクトを実施するために、プロジェクト責任大学において全体をとりまとめるコーディネーターを置くこと。
- ・ 本事業は、地方への人の流れを作る施策であり、地方公共団体との連携が不可欠なことから、地方版総合戦略等に位置づけること（例えば、具

体的な KPI の設定など) や、協定書等を締結するなど、地方公共団体と十分に連携しながら、プロジェクトを構築すること (例えば、UIJ ターン施策での連携等)。

- ・ 地方圏の地方公共団体や企業との連携を強化していくための計画について記載すること。

⑥ プロジェクトの実施計画 (補助期間終了後の取組を含む)

- ・ 補助期間終了後まで含めた 4 年間の実施計画を策定すること。
- ・ プロジェクトの実施計画期間内において、プロジェクト協働体制内の地方公共団体や産業界が実施する内容 (資金的或いは人的援助を含む) についても盛り込むこと。
- ・ 補助期間終了後のプロジェクトに係る内容として、どのような取組を行っていく予定であるか記載すること。
- ・ プロジェクトの効果的かつ継続的な実施のため、補助期間終了後に地方公共団体がどのような支援を行う予定か記載すること。なお、補助期間終了後において、地方公共団体または産業界からの資金的或いは人的援助 (例えば、地方公共団体に本事業の担当職員を配置するなど) について内諾が取れていることが必要。

※補助期間終了後の取組に関しては、事業の性質から重要な評価項目の 1 つと考えています。

⑦ 補助対象外事業での特筆すべき取組

- ・ 補助対象のプロジェクトの事業内容とは別に、学生の交流等とあわせて、地方公共団体の地域活性化の取組に大学が組織的に協力する体制を新たに構築するなど、関連する内容で特筆すべきものがあれば記載すること。

⑧ プロジェクトの実施を通して生まれるシナジー効果

- ・ 地方と東京圏の大学の連携や異なる学部の融合等、プロジェクトの実施を通して生まれるシナジー効果について、記載すること。

(2) 経費の支援

① 経費措置

採択された計画において示した取組事項のうち、本事業において補助金を充当することが適当であると考えられる事項に対して、地方創生支援事業費補助金により、内閣府から経費措置を行うこととしています。

採択された計画が、他の事業等からの補助金を受けている場合、本事業から経費措置を受けられなくなります。申請に際して、他の経費措置を受けて行っているプロジェクトとの区分・相違などを十分整理した上で、本プログラムに申請する実施計画及び資金計画を様式2「支援期間における各経費の明細」にて作成してください。

②使用できる経費の種類

本事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。本事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意してください。また、申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、補助期間終了後も事業が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

経費の取扱いについては、交付要綱等に当たって適切に管理してください。

【物品費】

i) 設備備品費

本事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、又は据付等の経費に使用できます。例えば、SINETを活用した遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品の購入等に際しては、本事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

※設備備品費は、原則として補助対象経費の総額の30パーセントを超えないでください。

ii) 消耗品費

本事業を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍、事務用品等が挙げられます（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象とはなりません。）。

【人件費・諸謝金】

i) 人件費

本事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本事業において大学とステークホルダー等

をつなぐコーディネーター（事業目的に応じて記載）等の人件費が挙げられます。なお、授業科目を担当する教員の人件費は対象外とします。

ii) 諸謝金

本事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。また、T Aの業務を行う学生への謝金等が挙げられます。

【旅費】

カリキュラム策定におけるプロジェクト協働体制内における協議など、本事業を遂行するために直接必要な国内旅費に使用できません。執行に当たっては、必要人数を十分精査してください。電車や飛行機などの学生の旅費に関しては、充当できません。なお、本事業の性質上、外国への旅費に関しては認められません。

【借料費】

短期プログラムを実施する際に東京圏から地方圏に移動するためのバス等の借料や、学生の学修履歴等を把握するためのタブレットの借料に使用できます。

【その他】

i) 外注費

本事業を遂行するために直接必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※本費目は請負契約によるものに限り、委任契約によるものは下記vi「その他(諸経費)」の委託費として計上してください。

ii) 印刷製本費

地域と協働した授業科目の実施などに必要なテキスト等の印刷や会議資料など、本事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷や製本に要した経費に使用できます。

iii) 会議費

本事業を遂行するために直接必要な会議等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、飲み物代などが挙げられます。

iv) 通信運搬費

本事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

v) 光熱水料

本事業を遂行するために直接必要な電気、ガス及び水道等の経費に使用できます。なお、本事業に係る使用量が特定できる必要があります。

vi) その他（諸経費）

上記の各項目以外に、本事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。

※本事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務であるなど、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の30パーセントを超えないでください。

また、地域と密接に協働して地域の課題解決に実際につながる可能性のあるような質の高いプロジェクトを提案した学生に対して、取組等を円滑に行うための実施経費を給付することができます。

※原則として補助対象経費の総額の20パーセントを超えないでください。また、当該給付を行うに当たっては、有識者による委員会等で取組を選定するとともに、取組の終了後に、当該取組の内容を発表することを求めること。

4. 選定方法等

(1) 審査の流れ

本事業の採択のための審査は、「地方と東京圏の大学生対流促進事業選定委員会（以下「委員会」という。）」において行います。審査は、原則として、提出された申請資料による「書面審査」を行い、その結果を踏まえて、委員会を開催し、採択候補をまとめます。必要があると認められる場合は、プロジェクトの内容の妥当性や実現可能性等を確認するために、面接審査を

実施する可能性もあります。内閣府は、この委員会の候補の提出を受けて、採択する計画を決定します。具体的な審査方法等については、「2019年度 地方と東京圏の大学生対流促進事業 審査要領」を参照ください。

(2) 選定の時期等

選定の結果の通知は、9月上旬頃に行う予定です。

※面接審査を行う場合は、該当するプロジェクトのプロジェクト責任大学に別途内閣府より連絡します。

(3) 委員会による意見

採択に当たっては、委員会等の議論を踏まえ、採択条件や事業実施にあたっての留意事項（プロジェクト改善のための取組を求めることなど）を付すことがあります。

5. 事業の実施に当たっての留意事項

(1) 委員会による意見の対応

プロジェクト責任大学及び協働大学は、プロジェクトの実施に当たっては、「4. (3)」に記載する委員会による改善のための意見等を踏まえて実施するよう、ご留意ください。

(2) 評価指標等の判断

プロジェクト責任大学及び協働大学は、プロジェクトの実施や補助期間終了後の取組を適切に行うために、評価指標の判断や達成状況等を把握する仕組みを整備してください。

(3) フォローアップの実施

本事業は単に学生の交流を促進するだけでなく、地方へ人材を還流するという目的もあるため、各大学が設定した目標や参加学生の地域の企業等への就職状況などについて、内閣府において各大学にフォローアップを行う予定です。プロジェクト責任大学及び協働大学は、フォローアップを行う際は協力ください。

(4) 進捗状況等の報告

プロジェクト責任大学は、プロジェクトの進捗状況及び経費の使用実績に

関する報告書を作成し、内閣府に提出していただくこととなります。

(5) 成果発表

本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点や学生の対流・交流に関する優れた取組を広げる観点から、積極的に公表することとしますので、特にプロジェクト責任大学においては、協力をお願いする可能性があります。

6. 申請方法

(1) 申請書

別添「地方と東京圏の大学生対流促進事業 申請書類の作成に当たって」に基づき、所定の申請書類（申請提出書、協働大学及び地方公共団体の同意書、計画調書（基本情報）、様式1～4、補助期間終了後の地方公共団体または産業界からの資金的或いは人的援助に関する内諾書）を作成し、学長から内閣総理大臣宛に申請してください。

(2) 提出方法

申請書等を2019年7月31日（水）～8月2日（金）12時の期間内に郵送してください。封筒に「地方と東京圏の大学生対流促進事業申請書在中」と朱書きの上、配達が可能でできる方法（小包、簡易書留、宅配便等）で余裕を持って発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。あわせて、メールでも計画調書（基本情報）、様式1～4、チェックシートをお送りください。メールについては、到達の確認の連絡をする予定ですので、1日以上経過しても連絡が来ない場合は、お手数ですが、お電話ください。

【提出先】〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内

内閣府地方創生推進室

（併）内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 矢野 宍戸

電話番号:03-6257-1405

e-mail: koichi.yano.i3s@cas.go.jp

kanako.shishido.p8r@cas.go.jp

(3) 提出部数

申請書等の一式について、別添「2019年度 地方と東京圏の大学生対流促進事業 申請書類の作成に当たって」に記載している部数をそれぞれ提出ください。

(4) 留意事項

申請に当たっては、次の事項に留意して提出ください。

- ・提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。(ただし、内閣府から差し替えを求めた場合はこの限りではありません。)
- ・申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った事業責任者について、一定期間事業への参画を制限します。
- ・提出された申請書等は返還いたしませんので、申請者において控えを保管するようにしてください。
- ・採択された事業計画については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ・計画を記載した調書以外の申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、内閣府において審査等の資料として使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。

7. その他

(1) 補助金の執行に関する留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

①補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。なお、経理に関しては、プロジェクト責任大学が協働大学の実施分も含めて責任を負うこととなりますので、留意ください。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシ

ップの下に行うようにしてください。

②補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本プロジェクトの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（2年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間まで保存することに注意してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。その他、法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

（2）学生等の安全確保

本事業採択後、学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。

（3）事業の公表等

採択された大学については、大学名及び事業の概要等について内閣府のホームページにおいて公表する予定です。

内閣府において、事例集やパンフレットを作成するのに際し、採択された大学に対しては、協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、内閣府に帰属することになります。

採択された大学は、補助期間終了後も、少なくとも計画としていただく2022年までは取組状況及び成果等を各大学のホームページ等で公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、地方創生を先導する大学として情報発信に積極的に取り組んでいただくこととします。

8. 問合せ先等

(1) 問合せ先

【提出先】〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内

内閣府地方創生推進室

(併) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 矢野 宥戸

電話番号:03-6257-1405

e-mail: koichi.yano.i3s@cas.go.jp

kanako.shishido.p8r@cas.go.jp

(2) スケジュール (案)

提出期間 2019年7月31日(水)～8月2日(金)12時

選定結果通知 2019年9月上旬頃

交付決定 2019年9月中旬頃

※ 事業に関する質問等は随時受け付けておりますので、電話又はメールでご連絡ください。